

■ 袖ヶ浦市太陽光発電設備の設置及び管理に関するガイドライン
第7条第1項の規定により市長が定める地域住民の範囲

ガイドライン第7条第1項の規定により実施する説明会の対象となる地域住民として市長が定める範囲は、次のとおりとする。

- (1) 事業区域の敷地境界からおおむね50メートル以内の居住者
- (2) 事業区域に隣接する土地の所有者
- (3) 事業区域の敷地境界からおおむね50メートル以内に存する地区の区長、自治会長その他の地区を代表する者